

# XENA DISC ALARM<sup>®</sup>

## ANDROID iOS 用セキュリティソフトウェア

### 使用許諾契約書

ゼナジャパンのゼナディスクアラームを ANDROID or iOS をご使用のお客様がゼナディスクアラームでセキュリティ機能をお使いになる際に必要なソフトウェアです。最新情報については本サイトにて随時更新いたしますので、ご確認ください。ゼナジャパンが提供したソフトウェアをダウンロード、インストールまたは使用される前にこの使用許諾契約書を注意深くお読み下さい。ディスクパッケージその他の方法で提供されるソフトウェア及び関連書類（以下、本ソフトウェアといいます。）の使用やダウンロードやインストールを開始することにより、お客様は本契約書に同意したことになります。本契約の全ての条項に同意できない限り、お客様は本ソフトウェアをダウンロード、インストール、コピー及び使用をすることができません。\* ディスクアラームの特定領域にお客様指定のパスワードでロックをかけ、その特定領域に保存したデータ、ファイル等はお客様が指定したパスワードでアクセスする機能。

#### 使用許諾契約書

本契約書は、お客様と株式会社エーアンドエー（以下、ゼナジャパンといいます。）との契約で、本契約書と共に提供されるゼナジャパンの著作物たるソフトウェアに関して適用されます。

##### 1. 資格

本ソフトウェアは、ゼナディスクアラームの所有者のみが使用することができます。本ソフトウェアを複製、再頒布、ライセンス及びサブライセンスすることはできません。お客様がゼナディスクアラームの所有者でない場合には、本ソフトウェアをダウンロード、インストール、複製及び使用することができません。

##### 2. 使用許諾

ゼナジャパンは、お客様本人に本ソフトウェアに関する譲渡不可能かつ非独占的な使用权を無償で許諾します。お客様は、本ソフトウェアをゼナディスクアラームとのみ使用することができます。お客様は本ソフトウェア関連書類をコピーすることができません。お客様は、本ソフトウェアや本契約で許諾された権利の一部または全部を、改変、翻訳、レンタル、コピー、譲渡することはできません。また本ソフトウェアに記載された著作権表示、ラベル、商標その他のいかなるマークも除去することはできません。さらに本ソフトウェアをベースにした派生品を作成することもできません。但し、お客様がゼナディスクアラームと共に本ソフトウェアの全てを譲渡し、一切のコピーを保持せずかつ譲受人が本契約書に同意した場合に限りお客様は本契約書に基づくお客様の権利を譲渡することができます。

##### 3. 著作権

本ソフトウェアは、使用許諾されるもので販売されるものではありません。本ソフトウェアに関するいかなる知的財産権もお客様に譲渡されるものではありません。本ソフトウェアに関する全ての権利はゼナジャパンが有するものであり、本契約書に明示されていない限り、いかなる権利もお客様が有するものではありません。

##### 4. リバースエンジニアリング

お客様は、本ソフトウェアの一部または全てをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、改変、翻訳もしくは逆アセンブルすることができません。

お客様が法人の場合には自己の従業員に本項に規定する禁止事項を遵守せしめるものとします。

##### 5. 保証

ゼナジャパンは、本ソフトウェアに関して、その商品性及び特定の目的に対する適合性を含むその他の保証を一切いたしません。

##### 6. 責任の限定

ゼナジャパンは、本ソフトウェアの使用または使用不能から生じたお客様の損害について一切責任を負いません。

##### 7. 輸出管理

お客様は、本ソフトウェアを輸出または持ち出す場合には「外国為替及び外国貿易法」及び関連法令の定めるところに従い、日本国政府の許可を得なければなりません。

##### 8. 契約の解除

お客様が、本契約の規定に違反した場合、ゼナジャパンは本契約を直ちに解除することができます。この場合、お客様は、本ソフトウェアを破棄しなければなりません。